役員等の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人菅生会（以下「本会」という。）の役員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第２条　この規程でいう役員等とは、定款第５条及び第１５条に規定する理事及び監事並びに評議員をいう。

２　前項の役員等のうち、定款第１６条第２項の規定により選定された理事長は、勤務場所が本会で、原則週４日から５日勤務し、本部の業務等に従事する者とする。

（理事会等への出席）

第３条　理事長以外の役員等が理事会、評議員会及び評議員選任･解任委員会（以下「理事会等」という。）に出席したときは、別表１に掲げる報酬を現金で支払うものとする。

（役員等の報酬等）

第４条　役員等が理事会等への出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表１に掲げる報酬を現金で支払うものとする。

２　理事長の報酬は、月額とし、別に定める法人本部・月額給料表の３級本部長の本俸を適用し、銀行振込で支払うものとする。

３　理事長には給与規程第１４条に規定する期末勤勉手当を銀行振込で支払うものとする。

（出張旅費）

第５条　理事長以外の役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表２に掲げる旅費等を現金で支払うものとする。

２　旅費等は原則として、出張終了後現金で支払うこととするが、必要により事前に概算額を現金で支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

第６条　法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（改廃）

第７条　この規程を改廃する必要が生じた場合は、評議員会の議決を経なければならない。

附　則

この規程は、令和５年６月１日から施行する。

別表第１（第３条、第４条関係）

理事会等出席報酬　　９，６６０円（日額）
ただし、一人当たりの年間支払総額は、３０，０００円の範囲内とする。

別表第２（第５条関係）

旅費　実費

宿泊費　実費

その他　実費